

障がいのある方の

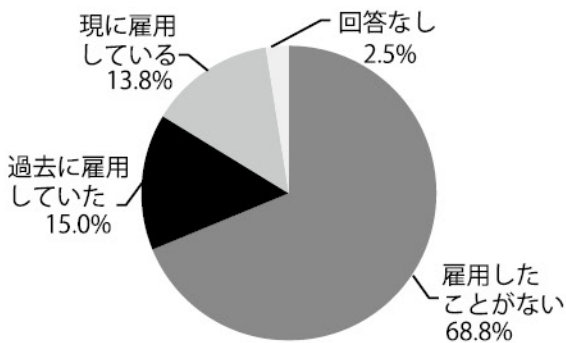
雇用に関する 事業所アンケート 調査結果

障がいのある方の雇用に関する課題解決や支援など、今後の障がいのある方の雇用の促進を図るための資料として活用することを目的としたアンケートを町内202社(任意抽出)を対象に実施し、80社(調査回答率39.6%)からのご回答をいただきました。結果(抜粋)をご報告いたします。



アンケートの詳細につきましては、町ホームページに掲載しておりますのでご覧ください。
上士幌町公式ホームページURL: <http://www.kamishihoro.jp/section/hokenfukushika/>

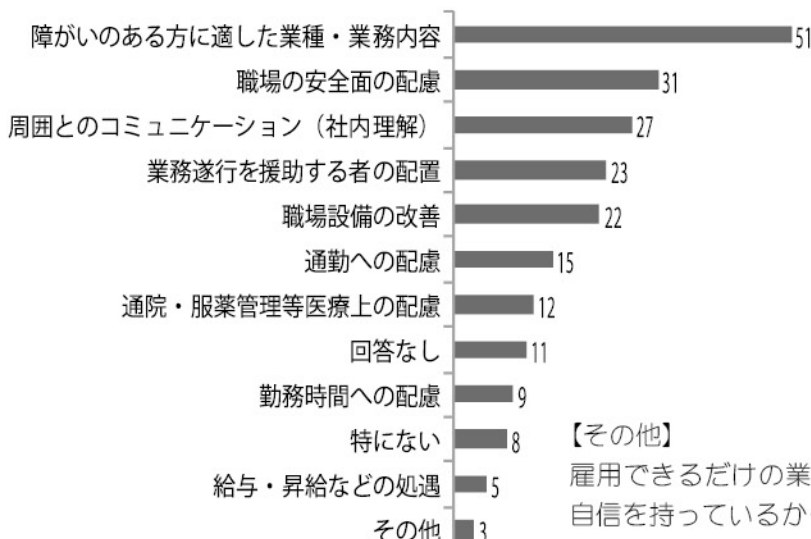
今までに障がいのある方を雇用したことがありますか？



「現に雇用している」「過去に雇用していた」と回答した実績のある事業所は3割弱となっている。(22社)これは、近隣の町村と比較すると高い数字(※調査時点において)となっているが、北海道の55.4%に比べると低い。業種内の事業所数別に見ると「製造業」においては4社中4社に雇用の実績があり、100%となっている。従業員数別に見ると実績のある事業所は「56人以上」で66.6%、「21-55人」で50%と高い割合で雇用実績がある。

障がいのある方を雇用するうえで何が課題であると思われますか？

【複数回答可】



「障がいのある方に適した業種・業務内容」が最も多く2割以上の事業所が回答している。

【その他】

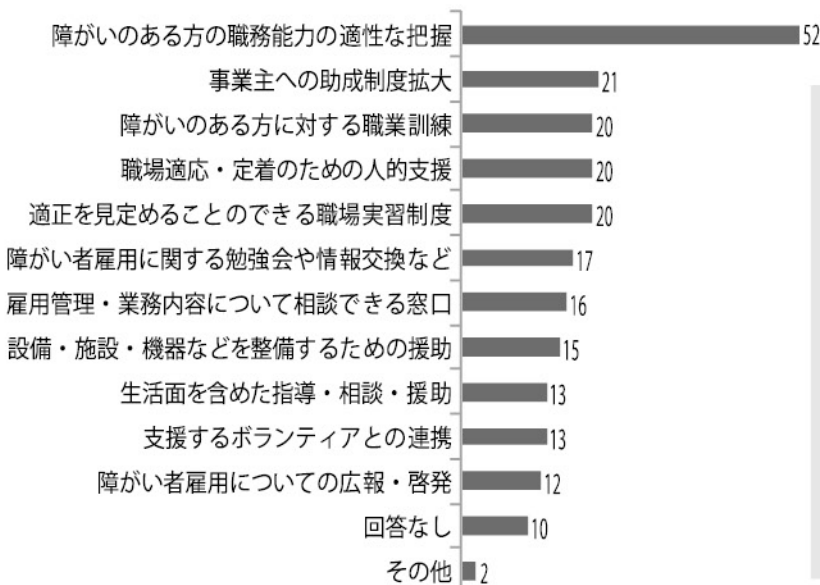
雇用できるだけの業績/技術職なので体力面で本人がどの程度自信を持っているか・考えてあげられるか/本人の気持ち次第

障がいのある方を雇用した場合、障がいのある方の雇用に関する法律により、国から助成金等が受けられる制度を知っていますか？ 【複数回答可】

助成金等の制度について「知らない」の20.5%に比べ、「知っている」が68.7%と大きく上回っている。詳細を見てみると「もう少し詳しく知りたい」「知らないので詳しく知りたい」を合わせると全体の16%になった。「すでに利用している」は1件にとどまり、このことも含め制度の周知の必要性が感じられる。

	選択項目	回答数	%
知っている	すでに利用している	1	1.7
	利用したいがメリットがない	4	7.0
	知っているが利用できない状況	16	28.1
	もう少し詳しく知りたい	7	12.3
	その他	15	26.3
	知っているのみに回答	14	24.6
	小計	57	100.0
知らない	知らないので詳しく知りたい	6	35.3
	興味がない	3	17.6
	その他	5	29.5
	知らないのみに回答	3	17.6
	小計	17	100.0
	回答なし	9	—
	合計	83	—

障がいのある方を雇用していくためには、どのようなサポートが必要だと思いますか？ 【複数回答可】

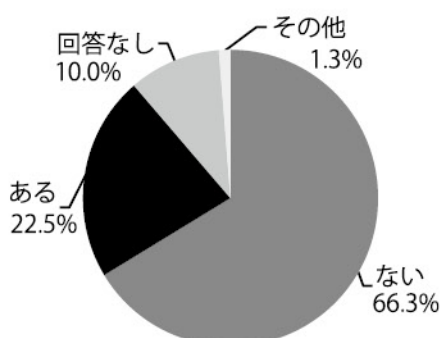


【その他】

通院の考慮/本人が精神面でストレスをためない環境

「障がいのある方の職務能力の適切な把握」が最も多く、全体の2割を超えている。続いて「事業主への助成制度の拡大」が1割弱となっている。これは、現在あるさまざまな助成制度が何らかの理由により利用できない状況があると推測され、これに対する対策が必要だと考えられる。続いて「障がいのある方に対する職業訓練」「適性を見定めることのできる職場実習制度」「職場適応・定着のための人的支援」と、事業所と共に実際に障がいのある方が「働く」ということに対するサポートが求められている。

貴事業所内において障がいがあっても働くことができる業務はありますか？



●「ある」内容 ※一部抜粋

パソコン等の事務/大型トラックの運転(運転免許必須) /現場技術者(要資格) /社内清掃/障がいの程度による/障がいがある場合だと職業的に安全確保が出来ないため無理ですが、障がいがある場合には、どのような場面でも採用は出来ると思う/定期的な社内清掃/工場内単純清掃

●その他

障がいの内容にもよるので分からない

「ない」が66%を超えているが、「ある」が22.5%、18件の回答があった。仕事内容は多くが「パソコンを使った事務職」「清掃作業」となっている。

今後、障がいのある方を増員もしくは新規で雇い入れるお考えはありますか？【複数回答可】

<その他> ※一部抜粋

事業者にとってメリットがあれば雇用したい/危険な作業なので現場での安全性が問われる/従業員を増員する予定がないため/力仕事なので/夫婦で業務をこなして障がいの有無に関わらず新規雇用の予定がない/長時間労働の上、動物相手なのでとっさの判断ができなければ危険を伴い安全を保障できない

「ない」が8割以上を占めているが、「ある」が12.8%で8社に前向きな回答をいただいた。詳細では、「ある」との回答の中で「能力があれば障がいは関係ない」が半数を超え最も多く、雇用実績のある事業所のみで見ると75%が回答している。「ない」との回答の中では「適した業種・内容ではない」が最も多く「従業員の増員自体が困難」が続いた。

選択項目		回答数	%	
ある	企業としての義務・責任	2	11.8	
	能力があれば障がいは関係ない	10	58.8	
	事業者にとってメリットがあるから	1	5.9	
	法定雇用率を満たすため	3	17.6	
	その他	1	5.9	
小 計		17	100.0	
ない	適した業種・内容ではない	32	29.3	
	労働意欲・作業態度に不安がある	2	1.8	
	指導・補助する人がいない	10	9.2	
	事業者にとってメリットがない	1	0.9	
	専門的な資格・技能が必要	7	6.4	
	従業員の増員自体が困難	17	15.6	
	障がい者を雇用する余裕がない	9	8.3	
	すでに法定雇用人数を満たして増員はしない	2	1.8	
	職場の環境(設備)等の整備がされていない	10	9.2	
	その他	9	8.3	
	ない のみ	10	9.2	
小 計		109	100.0	
支援事業のことを詳しく知った上で検討したい		1	—	0.7
わからない		1	—	0.7
回答なし		5	—	3.8
合 計		133	—	100.0

その他、障がいのある方の雇用に対するご意見・ご要望がありましたら、今後の参考とさせていただきたいと考えておりますので、ご自由にご記入ください。【一部抜粋】

- 身内などに障がいのある方がいれば真剣に考えると思うが、そうでなければ雇用についてはあまり気にとめている人は少ないのでは？それが現状かなと思う。以前、帯広で障がいのある方が働くケーキ屋さんがあったが、そのようなお店が増えお客様も温かい気持ちで見守ってくれるような社会が理想。
- 業務内容の専門性、財源の面からも人員増を行えない、想定できる業務量が雇用して対応するだけの量ではない等の理由からできない状況。
- 協力したい気持ちはあるが、それには環境整備等が必要なため現状では難しい。機会があれば協力したい。
- 障がいの程度にもよるが、本人のやる気があればハ
- ンディとはならないと思う。
- 今回の設問が障がい軽度なのか重度なのかで答え方が異なるので、詳しい説明があればありがたい。
- 障がい者の程度毎の補助金額や、雇用賃金に関する具体的な資料、データをいただきたい。
- 雇用については今後考えていく必要はあるが、現状ではまだまだ厳しいと言わざるを得ない。中小の組織・会社では経営上余裕がないと思う。
- 障がいのある方を雇用するだけの経済的余裕がない。
- 障がい者の雇い入れ事業者に対し、町の積極的な助成支援制度を充実してほしい。
- 障がいの程度や本人の性格など複雑で小さい会社ではカバーできない。

分析の結果、町内事業所における障がい者雇用の現状や課題が見えてきました。今後は、町や関係機関で構成する「上士幌町地域自立支援協議会」を中心として、この調査結果をもとに課題解決に向けた支援策を十分に検討してまいります。

※お問い合わせは、保健福祉課福祉担当(春口)まで

障がい者雇用のための各種助成金や職場定着に向けた人的支援など、さまざまな支援制度があります。

【支援例】

- 障がい者雇用に関する各種相談・職業紹介→ハローワーク
- 職場定着支援・事業主への助言→障害者就業・生活支援センター
- 各種助成金→ハローワーク、高齢・障害者雇用支援センター

■詳しくはハローワーク(☎0155-23-8296)にご相談ください。

※アンケート配付事業所にお配りした各種助成案内パンフレットに一部訂正がございます。詳しくは、町ホームページ(LURL→<http://www.kamishihoro.jp/section/hokenfukushika/>)をご覧ください。

4月から入居可能

子育て世帯支援住宅

- 入居者募集 -



町では、良質な住環境を提供することで子育て世代の家族を支援し、若年層の定住の促進を図る、「子育て世帯支援住宅」4戸を建設しています。

この「子育て世帯支援住宅」は、16歳未満の子どもがいる世帯を対象とし、4月から入居が可能となります。

つきましては、次の要件を満たす方を対象に入居希望者を募集します。

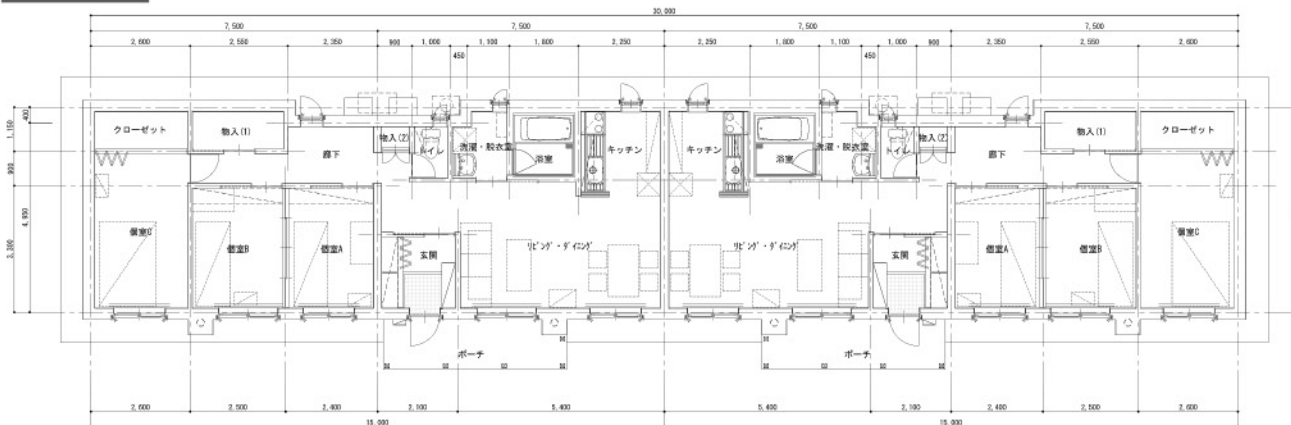
北側立面図



南側立面図



平面図



◇入居資格

- ①上士幌町に住所を有する方または有することとなる方
- ②現に同居または同居しようとする方の親族のうち、1人以上が16歳未満の子を有する方
- ③年または毎月の収入が定まっている方
- ④市町村税及び使用料を滞納していない方
- ⑤入居者及び同居者が暴力団員でない方
- ⑥住宅に困窮している方

◇入居申し込みに必要な書類

- ①入居申込書
- ②住民票(謄本・全員のもの)
- ③納税証明書(上士幌町以外の方)
- ④所得を明らかにする書類
- ⑤その他入居申請に必要な書類

◇その他

入居決定後、定期賃貸借契約書を締結し入居していただきます。

契約書には、2名の連帯保証人に署名、捺印をしていただきます。

■募集住宅

- ①住所 字上士幌東1線235番地
- ②構造 コンクリートブロック造り平屋建て
- ③床面積 床面積 78.37㎡ (3LDK)
- ④設備 ユニットバス・下水トイレ・ボイラー・灯油タンク・アンテナ・物置・駐車場(2台分)
- ⑤家賃 1ヵ月 35,000円
- ⑥建設年度 平成24年度
- ⑦入居期間 最長12年
(または16歳未満の子がいなくなった時まで)
- ⑧募集戸数 4戸

■募集期間

3月1日(金)～
3月11日(月)



※お問い合わせは、建設課公営住宅担当(内線155)
船戸まで